



四日市市

デマンドタクシー



SUPER MARKET

TAXI

受付
開始

令和7年度分

令和 **7** 年 **3** 月 **12** 日 (水) ~



四日市市役所



四日市市デマンドタクシーとは

市街化調整区域内の交通空白地域にお住まいの方の公共交通利用環境改善のため、予約に応じてタクシーを運行するサービスです。

タクシー料金から利用券で割り引いた残額は、利用者負担となります。

1. 利用対象者

四日市市内に住民登録があり、市街化調整区域にお住まいの満70歳以上の方。

ただし、鉄道駅から直線距離で800メートル以内、または、バス停留所（一部を除く※）から直線距離で300メートル以内にお住まいの方は対象外です。

※バス停留所「桜リサーチパーク」、「四日市スポーツランド」、「諸戸野口」、「菅原町」、「メリノール前」及び高速バス路線の停留所

→ 自分が利用対象者かどうか分からない。

都市計画課 公共交通推進室（☎059-354-8095）へお問い合わせください。お調べしてお答えいたします。ご回答までに1週間程度かかる場合もございますのでご了承ください。

2. 利用できるタクシー会社一覧

タクシー会社名	電話番号	タクシー会社名	電話番号
名鉄四日市タクシー株式会社	0570-023-003	四日市つばめ交通株式会社	059-330-5111
株式会社三交タクシー	059-352-7171	勢の国交通株式会社	059-348-1192
三重近鉄タクシー株式会社	059-352-5181	有限会社尾高	059-396-0108

3. 利用方法（STEP 1～4）

STEP 1 利用登録

利用登録申請書に必要事項をご記入のうえ、都市計画課公共交通推進室へご提出ください。（郵送、持参、各地区市民センターへの持参可。）

オンライン申請画面からも利用登録申請できます。

※既に利用登録証をお持ちの方は、写真の添付は不要です。

→ 利用登録申請書はどこでもらえるの？

四日市市役所（4階：都市計画課公共交通推進室）、各地区市民センターで入手できるほか、市ホームページからダウンロードしてご利用いただけます。

●市ホームページのダウンロードURL：

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1547104501247/index.html>

さらに、オンライン申請も受け付けています。

●オンライン申請ページURL：<https://logoform.jp/f/Geqid>

オンライン申請は
こちらから →





STEP 2 利用登録証と利用券の入手

利用登録申請をすると、利用登録証と利用券が郵送されます。申請受付後、2週間程度でお手元に届くよう郵送します。

◆利用券について◆

利用登録者に利用券の冊子（96枚綴り）1冊をお送りします。（簡易書留）

利用券1枚でタクシー料金から500円を割り引きます。

1人1乗車につき、利用券を最大2枚まで使えます。

※タクシー料金が1,000円に満たない場合は、1枚しかご利用できません。

→ 利用券の追加配布はありますか？

利用状況に応じて、利用券を追加配布（最大96枚）いたします。

利用券の残りが10枚以下になったらご連絡ください。

※利用券の追加配布は1冊目の受け取り月から6ヶ月の経過を条件とします。

→ 他の割引と併用できるの？

他の割引と併用可能です。たとえば重度障害者タクシー乗車券と併用できます。

◆利用登録証について◆

既に利用登録証をお持ちの方へは送付しません。お持ちの利用登録証をお使いください。万一、紛失した場合は、都市計画課 公共交通推進室へご連絡ください。

STEP 3 予約

利用できるタクシー会社の中から選んで、事前に電話予約してください。

※予約利用の場合には迎車料金150円が別途必要です。

駅前などで待機しているタクシー車両もご利用いただけます。

→ 利用するときの持ち物は？

利用登録者に交付される利用登録証と利用券（冊子）を持ってタクシーに乗車してください。利用券は切り離さないでください。

STEP 4 乗車

6:00～23:00（毎日運行）

（ただし、有限会社尾高のみ7:00～0:00（毎日運行）です。）

※タクシーの運行状況により迎車できない場合があります。

特に7:30頃～9:30頃、16:30頃～18:00頃はタクシーの繁忙時間です。

精算時に、利用登録証をタクシー運転手に呈示し、利用券を渡してください。

※市外での利用にはお使いいただけません。

（乗車地または降車地が四日市市内の乗車に限ります。）

注意事項

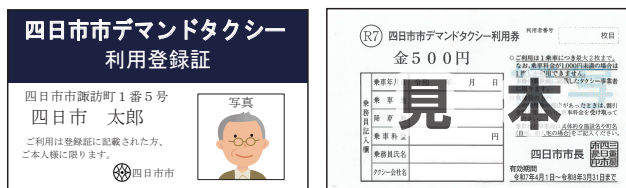
- 利用券の再発行はできません。
- 利用登録証は毎年発行しませんので、大切にお使いください。

利用の流れ

① 利用登録申請書を市へ提出



② 市から利用登録証と利用券を申請者へ送付



※利用登録証は初回登録時のみ発行します。
過去に利用登録実績がある方が令和7年度の利用登録をした場合は利用券のみ送付します。

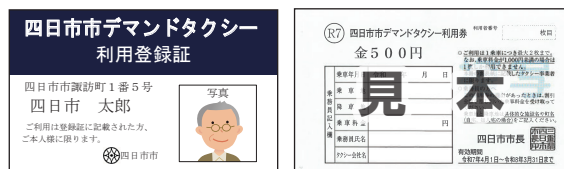
③ タクシーを予約する。



④ タクシーで移動する。



⑤ タクシー料金の精算時に、利用登録証を運転手に見せ、利用券を渡す。(最大2枚まで)



⑥ 残りの料金を運転手に支払い、降車する。

！ 利用登録申請は毎年必要です

過去に利用登録実績がある方には、3月に個別にご案内を郵送します。

デマンドタクシーの上手な使い方

利用登録者が複数で乗車されるほど、お得にご利用いただけます！

例) 2人で相乗り 1運行につき、最大2,000円を割引

3人で相乗り 1運行につき、最大3,000円を割引

※タクシー料金から上記の割引額を除いた残額が利用者の負担額となります。

オンライン申請なら顔写真を印刷しなくていいから便利

オンライン申請なら、顔写真を印刷しなくても申請できます！

オンライン申請画面で、写真をアップロードすることで申請できます。

(既に利用登録証をお持ちの方は、写真のアップロードは不要です。)

オンライン申請はこちらから →



お問い合わせ

四日市市役所 都市整備部 都市計画課 公共交通推進室
TEL : 059-354-8095 FAX : 059-354-8404
Email : koutsuu@city.yokkaichi.mie.jp